

## 社会福祉法人さぬき役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さぬき（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には、別表の通り報酬を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の報酬は、支給しないものとする。

### (公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附則

この規程は、平成12年5月30日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

### 附則

この規程は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

### 附則

この規程は、平成16年8月27日から施行し、平成16年6月1日から適用する。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円
評議員、理事、監事 〔 評議員会・理事会・監事監査等への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 〕	日額 7,000 円